

別表（第3条関係、第4条関係、第5条関係）

| 補助対象事業及び 補助対象経費 | 小美玉ブランド認定 制度要綱に基づく認 定を受けた者 | 左記以外の者 |
|--|---|---|
| <p>販売促進対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商談会等出展料 ・ インターネット販売環境整備に要した経費 ・ チラシ、パンフレット、包装紙、シール等印刷物のデザイン及び版に要した経費 ・ 販促グッズ、のぼり旗、看板等製作に要した費用 (最低ロットまたは必要部数とする) | <p>補助率</p> <p>補助対象経費の3分の2</p> <p>補助金限度額</p> <p>1団体につき30万円</p> | <p>補助率</p> <p>補助対象経費の2分の1</p> <p>補助金限度額</p> <p>1団体につき10万円</p> |
| <p>成分分析等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成分分析及び機能性分析等に要した経費 | | |
| <p>産品改良事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産品の改良に要した経費 ・ 産品を加工品にするための試作に要した経費 | | |
| <p>研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産品の販売促進や改良に関する社内研修に係る講師謝金及び講師交通費 ・ 産品の販売促進や改良に関する社外研修に係る受講料及び交通費 | | |